

いわき市製造業における省資源化・高効率化支援事業補助金

FAQ 2025.3.3

1	福島県の「原油・物価等に対応した高効率化等促進事業補助金（以下、「県補助金」という。）」の交付決定を受けていないが、申請は可能か
	県補助金の交付決定を受けた市内事業者を対象に上乘せ補助を行う制度であり、本補助金のみの申請はできません。
2	県補助金の交付決定を受けた場合は、必ず対象となるか
	県補助金の交付決定を受けている場合は、原則、対象となりますが、本補助金の申請は別途必要となります。
3	市工場等立地奨励金との併用は可能か
	市工場等立地奨励金との併用はできません。
4	どのような設備の導入が対象となるか
	対象設備等の考え方については、県補助金の公募要領等をご確認ください。 【県補助金 HP】 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/fukushima-koukouritukahojyo.html
5	補助金額の計算方法は
	補助金額は、県補助金の交付決定通知に基づく補助対象経費から、県補助金額を減じた額（自己負担額）の 1/2 以内（上限 250 万円）となります。 計算方法は以下のとおりです。 【例：県補助金の補助対象経費 1,500 万円の場合】 $1,500 \text{ 万円} \times 2/3 \text{ (県補助率)} = 1,000 \text{ 万円 (県補助金額)}$ $1,500 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円 (市補助対象経費)}$ $500 \text{ 万円} \times 1/2 \text{ (市補助率)} = 250 \text{ 万円 (市補助金額)}$
6	県補助金の交付決定後、追加で必要となった設備があった場合、本補助金の対象経費として申請時に追加することは可能か
	本補助金の補助対象経費は、県補助金の補助対象経費を基に算出しますので、県補助金で認められていない経費の申請はできません。
7	補助率が 1/2 を下回る可能性はあるか
	申請額の合計が予算額を超えた場合、補助率及び補助額を調整する場合があります。
8	申請に関する事前相談は必要か
	事前相談は不要です。

9	申請書類の市税納税証明申請書について、直近で取得した市税納税証明書を代替書類とすることは可能か
	取得済みの市税納税証明書で申請することはできません。 市税納税証明申請書を本庁1階、各支所又は税務事務所等の窓口にお持ちいただき、新たに納税証明を受けていただく必要があります。 市税納税証明申請書の様式は市 HP からダウンロードしてください。 【市 HP】 https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1740025182492/index.html
10	補助金はいつ支払われるか
	補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後の精算払いとなります。補助事業完了後 15 日以内に実績報告書の提出が必要です。
11	対象資産の処分制限はあるか
	県補助金に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間において、資産を処分した場合は、補助金の返還を求める場合があります。上記の期間内に対象資産を処分する場合には、必ず事前に相談してください。
12	補助金の審査において、現地調査は実施するか
	本補助金は書類審査のみで、現地調査は実施しません。
13	申請書類の市税納税証明申請書について、直近で取得した市税納税証明書を代替書類とすることは可能か
	取得済みの市税納税証明書を代替書類とすることはできません。 市税納税証明申請書を本庁1階、各支所又は税務事務所等の窓口にお持ちいただき、新たに納税証明を受けていただく必要があります。